資　　料	No.
第 192 回神戸市 環境影響評価審査会	1

フェニックス３期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る準備書手続について

令和3年2月

神戸市環境局

フェニックス３期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る準備書手続について

１　事業者

（１）事業者の名称　　大阪湾広域臨海環境整備センター

（２）代表者の氏名　　理事長　金澤　和夫

（３）主たる事務所の所在地　　大阪市北区中之島二丁目２番２号　大阪中之島ビル９階

２　事業の概要

（１）位置　　神戸市東灘区向洋町地先　六甲アイランド南地区第２工区内※

※「六甲アイランド南建設事業」の一区画
「六甲アイランド南建設事業」と当該事業との関係はp3,4を参照

（２）種類　　廃棄物最終処分場の設置

（３）規模　　埋立区域面積：73.7ha（事業実施区域面積：77.4ha）

（４）事業区分　環境影響評価法対象事業（第１種事業）

３　手続の進捗状況

令和３年１月26日　事業者より神戸市に対し、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を送付

１月27日～　事業者が、準備書の縦覧及び住民等の意見募集を開始

・公告の方法　：新聞６紙（１月27日付け）

・縦覧期間　　：令和３年１月27日から２月26日まで

・意見募集期間：令和３年１月27日から３月13日まで

２月５日～　事業者が、神戸市内２か所（東灘区・中央区）で、各１回ずつ準備書に係る説明会を実施

市長意見の提出期限：神戸市に対し、事業者が住民意見概要と事業者見解を送付後、120日以内

＜参考：準備書手続について＞

準備書とは，調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し，環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたものであり，これについて，事業者が一般の方々や地方公共団体の意見を聴く手続を準備書手続という。

準備書手続後，事業者は準備書に対する一般の方々や都道府県知事等からの意見の内容について検討し，必要に応じて準備書の内容を見直した上で，環境影響評価書を作成する。

法対象事業（最終処分場）の環境影響評価手続の流れ

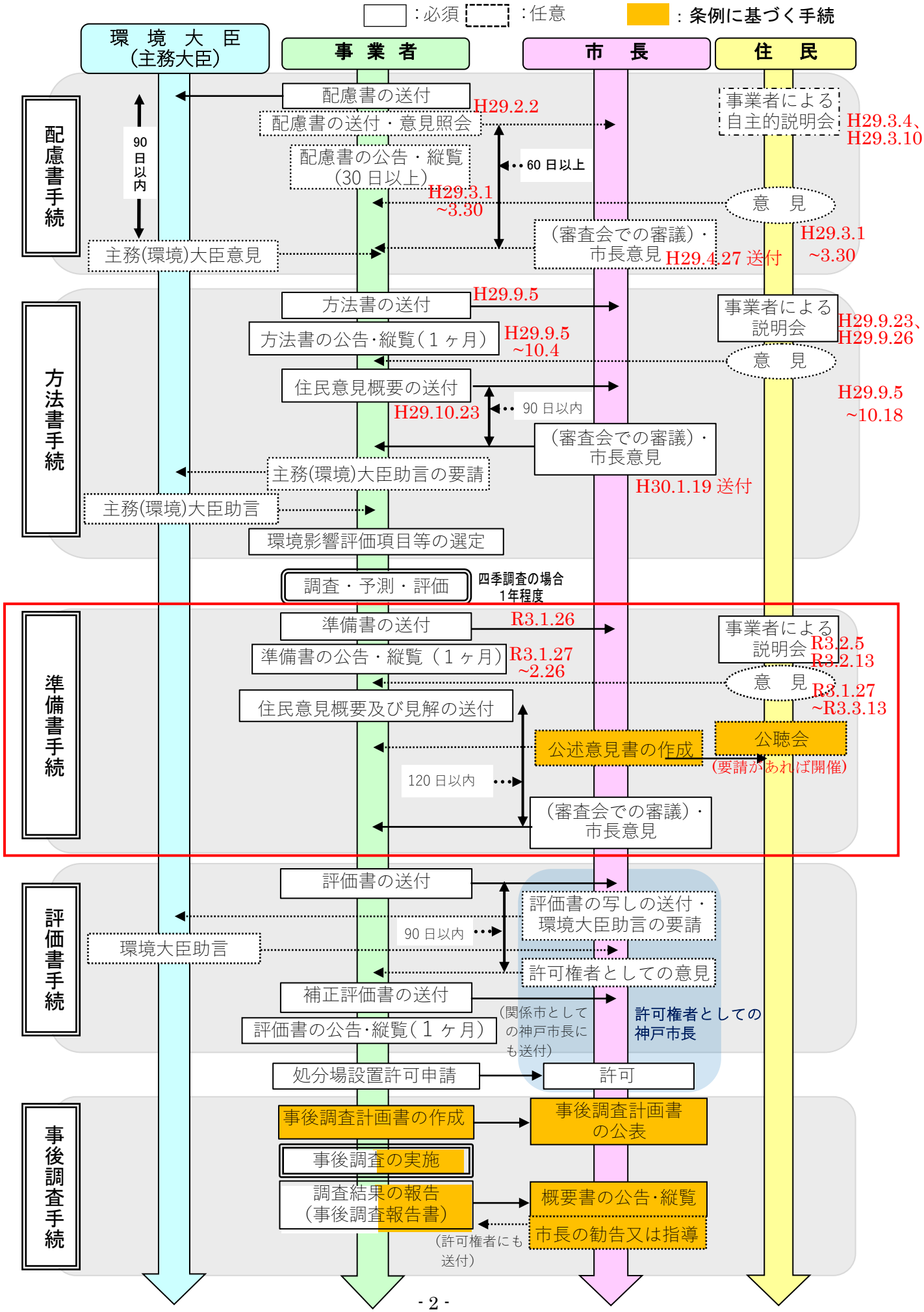

六甲アイランド南建設事業とフェニックス３期神戸沖処分場に関する補足説明

１．六甲アイランド南建設事業とは

六甲アイランド南建設事業とは、六甲アイランドの沖を埋め立て、高規格コンテナターミナルをはじめとする港湾施設の整備を図ることを目的として、平成８年～平成９年に環境アセスメントを実施し、平成９年 12 月に公有水面埋立免許を取得した事業である。工事着手は平成 10 年２月、工事完了は令和 13 年３月予定。

当該事業は、①公有水面の埋立（286ha、事業者：国及び神戸市）、②廃棄物最終処分場の整備（88ha、事業者：大阪湾広域臨海環境整備センター）、③防波堤の建設（第八南防波堤　延長 1,200m、第九防波堤　延長 600m、事業者：国）の３つの事業から成り立っており、現在、①については事業区域の北部分で陸上残土等による埋立が、②については事業区域の南東部分でフェニックス 2 期神戸沖処分場として廃棄物の埋立が行われている。

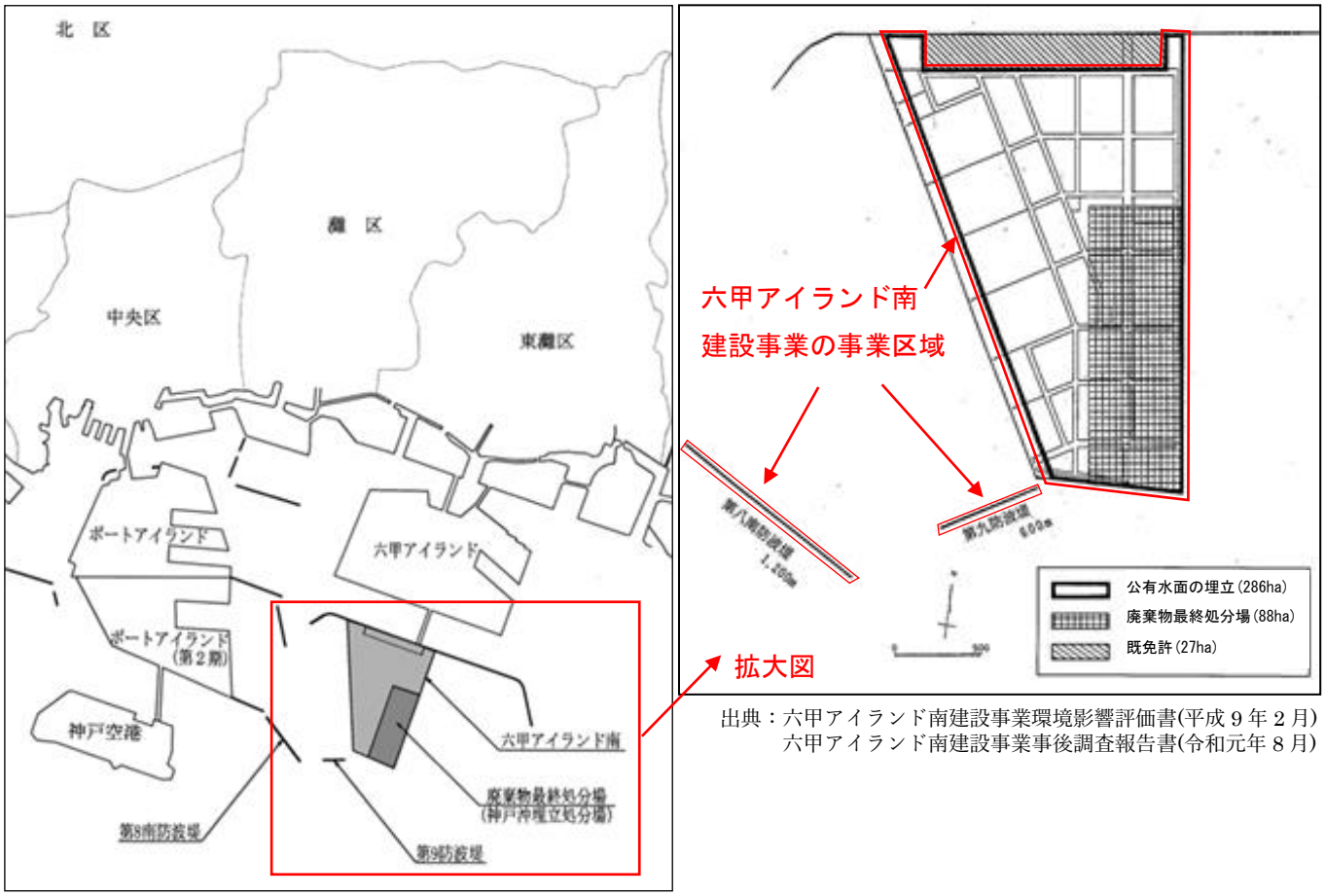

出典：六甲アイランド南建設事業環境影響評価書(平成９年２月)
六甲アイランド南建設事業事後調査報告書(令和元年８月)

図１　六甲アイランド南建設事業の位置図

２．六甲アイランド南建設事業とフェニックス３期神戸沖処分場との関係

六甲アイランド南建設事業の南西部分は、陸上残土等による埋立てを計画していた未施工の区画であるが、フェニックス３期神戸沖処分場は、この区画の埋立用材を陸上残土等から廃棄物に変更し、廃棄物最終処分場として整備、供用しようとする計画である。

この事業計画の変更に伴い、当該区画における事業が「廃棄物最終処分場の建設」事業として、環境影響評価法の対象事業に該当するため、平成 29 年より同法に基づく環境アセスメントを実施中である。

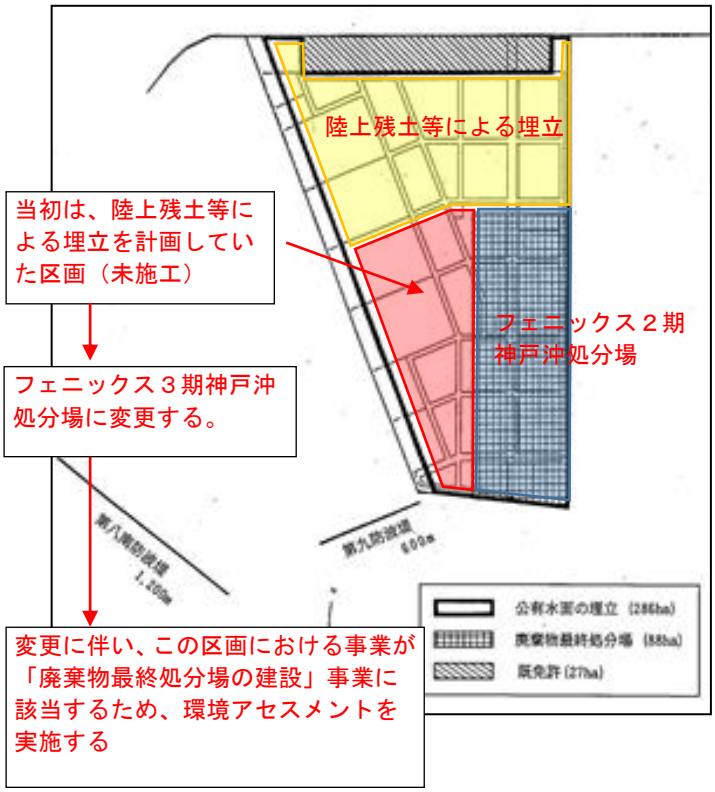

図２　六甲アイランド南建設事業とフェニックス３期神戸沖処分場との位置関係図

（参考）大阪湾広域臨海環境整備センターが整備した廃棄物最終処分場
・フェニックス１期事業：尼崎沖処分場、泉大津沖処分場
・フェニックス２期事業：神戸沖処分場、大阪沖処分場